

土地区画整理法第76条許可申請の手続き

当地区は、土地区画整理事業の施行区域となっております。

建物の建築や工作物を築造するにあたっては、土地区画整理法第76条（以下「76条」という）の規定により許可申請が必要です。

1. 事前調査について

- (1) 申請の前に当組合と事前に協議してください。
- (2) 申請にあたっては、次の事項を当組合で調査してください。その他建築行為に関する必要事項等については、市関係各課にて調査してください。
 - ア) 底地番
 - イ) 仮換地の街区および画地
 - ウ) 仮換地の地積
 - エ) 周り寸法、高低差（計画寸法）

※計画は、現地で確認した実測の寸法・面積をご使用ください。計画寸法との相違がある場合には、必ず組合とご相談ください。
 - オ) 使用収益開始の確認、証明等の取得

※証明の取得や仮換地の内容について代理人が調査する場合は、本人の委任状が必要です。

2. 76条許可申請についての留意事項

- (1) 当組合に所有権移転の届出がない場合は、「権利変動届」を提出してください。
- (2) 申請に先立ち、76条許可申請書（正）の裏面の記入事項をお読みください。
- (3) 誓約書には、実印を押印してください。
- (4) 提出部数は（正）1部、（副）2部です。
- (5) 76条許可申請書の記入事項
 - ア) 申請行為者が土地所有者本人の場合は、申請行為者及び土地所有者欄に記入のうえ押印してください。
 - イ) 申請行為者が借地人等の場合は、申請行為者及び土地借地権者欄に記入のうえ押印してください。また、土地所有者欄にも記入の上押印を受けてください。
 - ウ) 申請行為の場所は、底地番を記入してください。また、仮換地位置が当該底地の一部分となる場合は、底地番の後に「の一部」と記入してください。
 - エ) 街区・画地・地積（小数点以下切り捨て）は、仮換地指定に基づき記入してください。
 ※現況と計画寸法に相違があるときは、実測値は（ ）で記入してください。
 - オ) 配置図の廻り寸法は、仮換地指定数値とし小数点第1位（小数点第2位切り捨て）まで表示してください。※現況と計画寸法に相違がある場合は、実測値は（ ）で記入してください。
 - カ) 保留地については、街区・画地を表示し、「（保留地）」と記入してください。
 - キ) 配置図への道路の表示は「区画整理による道路」と記入してください。
 - ク) 仮分割協議申請のなされた土地は、仮分割協議申請に基づき記入してください。

※当地区内の敷地面積計算書は省略できます。（仮換地指定地積又は仮分割協議申請に基づき地積を使用してください。）

※道路等の掘削や歩道切下がある場合でも事前に打合せをしてください。

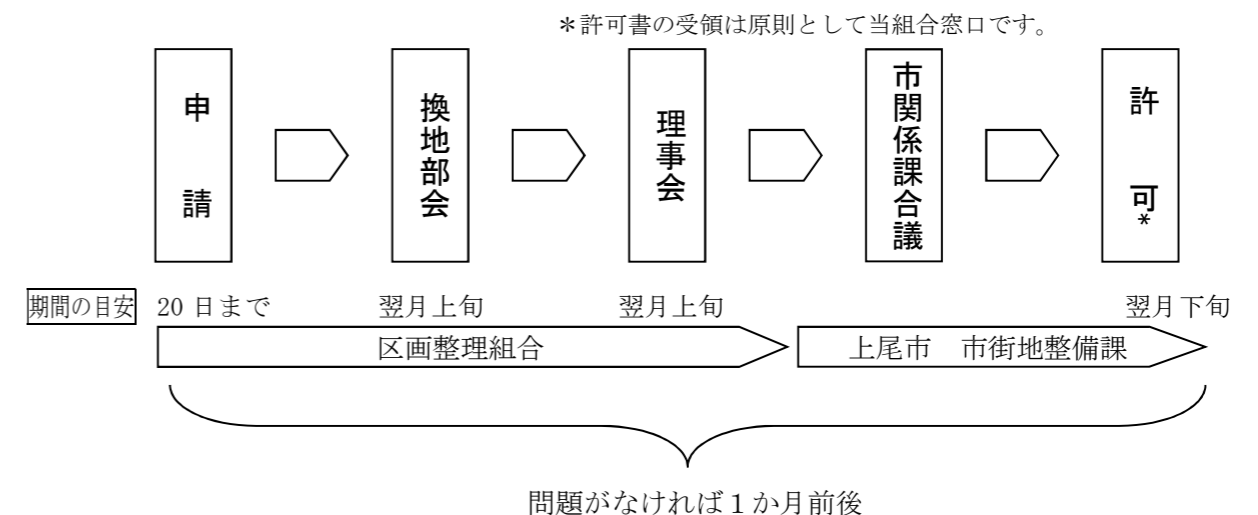
※完成地盤高は原則として計画道路高+20cmまでとし、それ以上の盛土はご遠慮ください。また、基礎工事等による発生土にもご注意ください。

※区画整理法第76条許可申請の他に、市まちづくり計画課に都市計画法第58条の2に基づき「地区計画の区域内における行為の届出」を行う必要もあります。

3. 添付書類

- (1) 誓約書（押印は実印でお願いします。）※
 - (2) 印鑑登録証明書（発行3ヶ月以内のもの）※
 - (3) 都市計画図（写）（申請場所を赤で示してください。）
 - (4) 地区計画図（写）（申請場所を赤で示してください。）
 - (5) 付近見取り図（案内図）
 - (6) 仮換地（保留地）証明（写）・仮換地指定図※
 - (7) 底地証明（写）・仮換地位置図※
 - (8) 配置図（地盤高・壁面後退の有効寸法等を記載してください。）
 - (9) 建物平面図（建築面積、延べ床面積等を記載してください。別紙でも構いません。）
 - (10) 建物立面図
 - (11) 工作物・外構については平面図・立面図に加え更に構造詳細図（断面図）（縮尺、主要部分の材料の種類及び寸法が明示されたもの）を添付してください。
 - (12) 委任状（代理人の場合）※
 ※副本については、コピー可
- （組合で証明を取得してください。別途委任状等が必要です）

4. 申請から許可までの流れ（状況により変更になる場合があります）



土地区画整理法第76条許可について不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先：上尾市大谷北部第二土地区画整理組合
 電話 048-781-8211
 FAX 048-781-8370